

[事案 2020-98] 新契約無効請求

・令和3年1月6日 和解成立

<事案の概要>

契約内容が申込時に説明された内容と相違していること等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年6月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約当時、自分は募集人とは異なる県に居住しており、募集人とは会っていない。募集人と自分の家族が親しかったため、家族からの依頼もあり、申込書やパンフレット等は一切見ずに契約した。
- (2) 契約申込書には勤務先会社名や部署名、住所の漢字に間違いがあり、募集人が記入押印したものである。
- (3) 2,000万円の終身保険に加入していたと思っていたが、平成7年頃の契約内容のお知らせにより、実際は死亡保険の一部が定期保険で、60歳以降は死亡保険金が200万円に下がることを知った。保険証券は渡されていない。
- (4) 保険料の払い込みは60歳の誕生日までと聞いていたが、実際は異なっており、特約を継続するためには更新保険料が必要であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書やパンフレット、ご契約のしおり等の資料を用いて説明したと推測できる。それらの資料には本契約の内容および、保険料の払込期間や、主契約の保険料払込満了時に特約保険料の支払いが必要となることが記載されている。
- (2) 契約申込書類には、申立人の配偶者の家族定期保険特約を付加するために母子手帳を提出したことなどの記載があり、募集時の説明・手続が適正であったことが窺われる。また、本契約は診査扱であり、申立人が一切何も見ずに契約したとは考えにくい。
- (3) 当社は、昭和63年から申立人に対し、契約内容のお知らせを年に1回郵送している。仮に平成7年頃初めて60歳以降の保障額が下がることを認識したとしても、その後保険料を支払い続けており保障内容は容認されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が無効であるとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の申込書面は申立人が記入したものではなく、無面接で契約申込手続きが行われたことが認められる。

(2) 申立人は、契約手続きを募集人に一任したとも考えられるが、契約者である申立人の同意があったとしても、申込書を他人が署名することは、事後のトラブルを生じやすく、適切な募集行為とは言えない。